

坂教生第 229 号
令和 3 年 6 月 25 日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会
教育長 川元利夫
(公印略)
坂井市スポーツ少年団
本部長 長船信弘
(公印略)

福井県緊急事態宣言発出下での活動について

この度、県は 6 月 24 日から 7 月 8 日までの期間で福井県緊急事態宣言を発出しました。スポーツ少年団の以降の活動については、現在実施している警報下で発出した感染症対策を継続しますので、引き続きの徹底をお願いします。

なお、本文書は団内のすべての指導者・保護者間で共有いただきますようお願いいたします。

記

- I 通常の活動は継続して実施する。
 - ・引き続き会食を伴うレクリエーション等は控えること。
- II 対外試合(競技協会・連盟が主催する公式戦含む)は県内のみに限定する。
 - ・実施にあたっては、試合会場と対戦チームの地域の状況を把握した上で、慎重に判断すること。なお、公式戦以外の練習試合等は坂井地区内に止める等、積極的な実施を行わない。
 - ・公式戦の場合は、主催者と実施の是非や感染症対策の徹底について十分協議のこと。
 - ・団内においても試合等では最小人数での参加や保護者数の制限等を検討すること。
- III 熱中症にも十分注意し、適度な休憩と水分補給等の対策をとること。

以上の期間は、福井県緊急事態宣言期間(7月8日(木)まで)となります。宣言が短縮・延長となった場合はその期間となります。

引き続き活動におけるマスク着用(往来時、打ち合わせ時)、手洗い、密集防止、換気の徹底をお願いします。

<p>【お問い合わせ】 坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課 電話 50-3162(直通) メール gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp または 坂井市スポーツ協会 電話 68-0123(直通) メール sss@s-taikyo.jp</p>
--